

中央市単独持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている市内中小企業等の事業継続支援を図るため、国の持続化給付金の支援対象とならない事業者に対し、中央市単独持続化給付金を支給します。

給付額

個人・法人問わず1事業者あたり一律**20万円**（支給は1回のみ）

（対象月の売上高<A>と、前年同月比の売上高の額との減少率が30%以上50%未満）

減少率の求め方： $100 - (A \div B \times 100) \%$

支給要件

給付金の支給要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) **新型コロナウイルス感染症の影響により、次に掲げるいずれかの要件に該当すること。**

ア 法人及び青色申告を行っている個人事業者にあつては令和2年3月から同年6月までの任意の月(以下「対象月」という。)のうち、前年同月の売り上げと比べて30%以上50%未満減少した月があること。

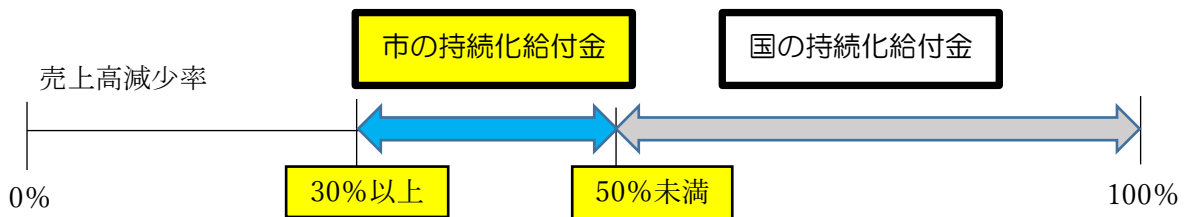
イ 白色申告又は住民税申告を行っている個人事業者にあつては、対象月のうち、前年の月平均の売り上げと比べて30%以上50%未満減少していること。

ウ 令和元年7月から同年12月までの間に創業した者にあつては、対象月のうち開業月から同年12月までの月平均の売り上げと比べて30%以上50%未満減少していること。

エ 令和2年1月から同年2月に創業した者にあつては、対象月のうち開業月から同年2月までの月平均の売り上げと比べて30%以上50%未満減少していること。

(2) **前年の収入のうち、主たる事業の事業収入の額が最も大きいこと。**

(3) **国の持続化給付金の支給を受けていないこと、かつ今後受ける予定のないこと。**



申請の方法は、**郵送または持参による方法**とします。郵送の際には、郵便物の追跡ができる方法（レターパック、簡易書留郵便）をお勧めします。

【提出先】〒409-3892 中央市臼井阿原301-1
中央市役所 産業課 宛て

申請期限：令和2年10月30日（金）消印有効